

「地震対策行動計画」の見直し（案）概要

■ 今回見直しの背景

11月：徳島県「南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」や、12月：南海トラフ地震対策特別措置法の施行などの状況変化を踏まえ、見直しを実施。

■ 見直し 取組数

現 取組数	見 直 し		見直し後 取組数
	拡充等	新 規	
383	12	10	393

■ 主なもの

<p>I 地震津波対策の計画的な推進</p> <p style="margin-left: 20px;"> 新 規 「国土強靱化地域計画の策定」 H26：策定 </p>
<p>II 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1 県民防災力の強化</p> <p style="margin-left: 20px;"> 新 規 「自分の命は自分で守る」県民運動の推進（FCP提唱） 新 規 「防災スペシャリストリーダーの養成」 H26：養成 拡充等 「防災教育推進パートナー」の登録・支援 H27：350600人（目標の上方修正） </p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>2 地震に強いまちづくりの推進</p> <p style="margin-left: 20px;"> 拡充等 「住宅の耐震化の促進」 H32：耐震化率95100%（目標の上方修正） 拡充等 水門等閉鎖の迅速化 自動閉鎖の新技術の実証実験（内容の拡充） </p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>3 緊急的な津波対策の推進</p> <p style="margin-left: 20px;"> 新 規 「津波避難対策緊急事業計画」の策定の支援 </p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>4 行政の災害対応能力の強化</p> <p style="margin-left: 20px;"> 新 規 「保健所間のバックアップ体制の構築」 H26：「公衆衛生支援チーム」設置 新 規 県職員の「防災士資格取得」の推進 H26：研修開始 新 規 「西部健康防災公園（仮称）」の整備 H26：基本構想策定 新 規 災害時「テレワーク」の推進 H26：実証実験 拡充等 「県立海部病院の移転改築の推進」 H28：整備（※数値目標の設定） </p> </div>
<p>III 生活の質（QOL）を重視した被災者支援対策</p> <p style="margin-left: 20px;"> 新 規 避難所等の通信機能強化の推進 H26：無線LANアクセスポイント整備 新 規 現物備蓄（ランニングストック）の確保 H26：確保 拡充等 「市町村・災害廃棄物処理計画の促進」 H28：全市町村見直し（※数値目標の設定） 拡充等 「県・災害廃棄物処理計画の策定・推進」 H26：見直し（※数値目標の設定） </p>

計画見直しについて

「とくしまー〇作戦」地震対策行動計画

項目名	改訂後の 取組数	現計画 取組数	新規項目		備考
			拡充等 項目	新規 項目	
I 地震津波対策の計画的な推進	13	12		1	
1 東日本大震災の課題と教訓を踏まえた抜本対策の推進	9	8		1	
2 津波浸水予測等、被害想定の見直し	4	4			
II 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進	313	306	10	7	
1 県民防災力の強化	59	57	3	2	
(1) 県民防災意識の啓発	16	15	1	1	
(2) 学校における防災教育の推進	15	14	1	1	
(3) 防災を担う人材の育成	12	12	1		
(4) 自主防災組織の充実強化	9	9			
(5) 災害ボランティア活動の促進	7	7			
2 地震に強いまちづくりの推進	63	63	4		
(1) 木造住宅等の耐震化の促進	14	14	2		
(2) 公共建築物等の耐震化の推進	11	11			
(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進	13	13			
(4) 公共土木施設等の地震対策の推進	14	14	1		
(5) 液状化対策の推進	6	6			
(6) 土砂災害対策の促進	5	5	1		
3 緊急的な津波対策の推進	53	52	1	1	
(1) 津波避難意識の向上	12	12			
(2) 津波避難訓練等の充実・強化	6	6			
(3) 津波避難困難地域の解消	13	12		1	
(4) 津波情報等伝達体制の強化	7	7			
(5) 海岸保全施設の整備推進	15	15	1		
4 行政の災害対応能力の強化	81	77	2	4	
(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上	25	23		2	
(2) 防災拠点施設の機能強化の推進	12	11	2	1	
(3) 防災訓練の充実強化	9	9			
(4) 防災情報・通信体制の強化	16	16			
(5) 広域的な連携強化	8	8			
(6) 行政の業務継続体制の確保	11	10		1	
5 被災者の迅速な救助・救出対策	41	41			
(1) 救助・救急医療体制の充実強化	16	16			
(2) 孤立化対策の推進	9	9			
(3) 緊急輸送体制の整備推進	16	16			
6 災害時要援護者対策の推進	16	16			
III 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策	65	63	3	2	
(1) 避難所運営体制等の整備	16	15	1	1	
(2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立	8	7		1	
(3) ライフライン対策の推進	16	16			
(4) 生活環境対策の促進	10	10	2		
(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進	15	15			
IV 震災に強い産業対策・社会づくりの推進	27	27			
(1) 企業における防災対策の推進	15	15			
(2) 農林水産業における防災対策の推進	10	10			
(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築	2	2			
V 復興まちづくりの検討	6	6			
(1) 復興まちづくりの検討	6	6			
総事業数（再掲含む）	424	414	13	10	
再掲数	31	31	1		
総事業数（再掲除く）	393	383	12	10	

地震対策行動計画見直し(案)【新規項目】

計画								
No.	重点項目	分野別項目	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

I 地震津波対策の計画的な推進

1 東日本大震災の課題と教訓を踏まえた抜本対策の推進

1	1	1	国土強靱化地域計画の策定	<p>国土強靱化基本法が成立し、国土強靱化の観点から、地方公共団体における各種計画等の指針となる国土強靱化地域計画を策定することができることとなった。</p> <p>このことから、国土強靱化地域計画をすみやかに策定し、国土強靱化に関する施策の計画的な推進を図る。</p>	国土強靱化基本法で規定する国土強靱化地域計画(大規模自然災害に関する)を策定する。	26年度に策定	H26策定 ～ H32推進	南海地震防災課 関係各課
---	---	---	--------------	---	---	---------	---------------------	-----------------

II 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進

1 県民防災力の強化

(1) 県民防災意識の啓発

2	2	11	「自分の命は自分で守る」 県民運動の推進	南海トラフ地震の被害想定によると、住宅の耐震化や即時避難など「自助」の取組の強化により、被害が大きく軽減されることが示されたところであり、このため、「自分の命は自分で守る(自助)」ことを基本とし、家族が防災について考えるきっかけづくりとして「FCP(家族継続計画)」を提唱し、県民の防災意識の向上を図る。	「FCP(家族継続計画)」を提唱し、自分や家族を守る「自助」に向けた県民の防災意識の向上を図る。		～H32推進	防災人材育成センター
---	---	----	-------------------------	--	--	--	--------	------------

(2) 学校における防災教育の推進

3	2	12	防災スペシャリストティ チャーの養成	南海トラフ巨大地震等による甚大な被害が予測されるなか、幼児児童生徒の生命・安全を守り、防災意識を高める啓発を行い、自助・共助の精神を高め、災害時には避難所の円滑な運営を支援できる教員を養成し、学校における災害対応能力の向上及び地域の防災力の向上に資することを目的として、平成26年度より、防災士の資格をもった教員を養成する。	学校における災害対応能力の向上及び地域の防災力の向上に資することを目的として、防災士の資格をもった教員である「防災スペシャリストティチャー」を養成する。	26年度から養成	H26養成～	教育委員会
---	---	----	-----------------------	--	--	----------	--------	-------

地震対策行動計画見直し(案)【新規項目】

計画								
No.	重点項目	分野別項目	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

3 緊急的な津波対策の推進

(3) 津波避難困難地域の解消

4	2	33	「津波避難対策緊急事業計画」の策定の支援	南海トラフ特措法に基づき、沿岸の全8市町においては、本年3月に「津波避難対策特別強化地域」に指定された。指定された市町は、「津波避難対策緊急事業計画」を策定し、大臣の同意を得れば、避難路や避難場所の整備に対して補助率の嵩上げ措置がなされる。このため、沿岸市町が円滑に計画策定を進めることができるように県が支援を行う。	避難路や避難場所の整備を促進するため、南海トラフ特措法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」を策定する市町の支援を行う。	-	H26策定支援～	南海地震防災課
---	---	----	----------------------	--	---	---	----------	---------

4 行政の災害対応能力の強化

(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上

5	2	41	災害時の保健所間のバックアップ体制(公衆衛生支援チーム(仮称))の構築	大規模災害時に、保健所機能が回復するまでの一定期間バックアップするチームを養成する。	大規模災害時に、被災した保健所が健康危機管理の拠点としての機能が発揮できるよう、一定期間バックアップする「公衆衛生支援チーム(仮称)」を設置する。	26年度に災害時公衆衛生支援チーム(仮称)を設置	H26設置、推進 ～ H27推進	保健福祉政策課
6	2	41	県職員の「防災士資格取得」の推進	災害時に中心となる人材を養成するため、新規採用職員を対象として、防災士資格取得を目指す研修を実施する。	災害対応能力の向上を図るとともに、地域防災のリーダーとしての役割や意識を醸成するため、新規採用職員研修において、防災士資格取得に取り組む。	26年度から研修を実施	H26研修～	人事課

(2) 防災拠点施設の機能強化の推進

7	2	42	県西部の防災拠点施設の整備	平時には県民の健康増進施設として、災害時には防災拠点や、津波被害が想定される沿岸地域の後方支援拠点の機能を併せ持つ、「西部健康防災公園(仮称)」の整備を推進する。	西部地域の防災拠点や、津波被害が想定される沿岸地域の後方支援拠点となる「西部健康防災公園(仮称)」の整備を推進する。	平成26年度に基本構想を策定	H26策定 ～ H32推進	南海地震防災課 都市計画課 西部総合県民局
---	---	----	---------------	---	--	----------------	---------------------	-----------------------------

地震対策行動計画見直し(案)【新規項目】

計画								
No.	重点項目	分野別項目	取り組み	新規追加概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名
(6) 行政の業務継続体制の確保								
8	2	46	災害時の業務継続に資する「テレワーク」の推進	南海トラフ巨大地震発生をはじめとする大規模災害時等における業務継続体制の整備に資するため、「テレワーク」実証実験を開始し、職員の災害対応能力の向上を図る。	災害時における業務継続等に資するため、「テレワーク」実証実験を開始し、職員の災害対応能力の向上を図る。	26年度に実証実験を実施	H26実証実験	人事課行政改革室

Ⅲ 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策

(1) 避難所運営体制等の整備

9	3	1	避難所等の通信機能強化の推進	避難住民等に対する情報伝達手段の確保を図るため、「避難所」や「公園」及び防災拠点となる「庁舎」などにおいて、公衆無線LANのアクセスポイント等を整備する。	避難住民等に対する情報伝達手段の確保を図るため、「避難所」や「公園」及び防災拠点となる「庁舎」などにおいて、公衆無線LANのアクセスポイント等を整備する。	26年度に整備	H25～H26整備	地域振興局 地域創造課 集落再生室
10	3	2	現物備蓄(ランニングストック)の確保	県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」において備蓄方針が定まったことから、県の役割分の備蓄を確保する。	県と市町村において定めた備蓄方針に基づき、県の役割分の現物備蓄(ランニングストック)を確保する。	26年度に確保	H26確保～	南海地震防災課

地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

計画									
No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

Ⅱ 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進

1 県民防災力の強化

(1) 県民防災意識の啓発

22	10	2	11	移動防災センターの実施	県民からの開催要望に応えるため、数値目標を上方修正する。	県立防災センターの展示・地震体験車を活用し、地域やイベントに向向く移動防災センターを開催し、県民の防災意識の向上を図る。	移動防災センター開催100回/年 → 移動防災センター開催150回/年	<～H27実施> → 「期間変更なし」	防災人材育成センター
----	----	---	----	-------------	------------------------------	--	---	---------------------------	------------

(2) 学校における防災教育の推進

36	12	2	12	「防災教育推進パートナー」の登録・支援	人材育成を推進するため、数値目標を上方修正する。	県立防災センターにおいて、防災教育に特に関心のある教員を「防災教育推進パートナー」として登録し、定期的な防災情報の提供や研修会の開催など、防災スキル向上のための支援を行う。	H22:111人→27年度までに350人登録 → H22:111人→27年度までに600人登録	<～H27登録・支援> → 「期間変更なし」	防災人材育成センター
----	----	---	----	---------------------	--------------------------	--	---	------------------------------	------------

(3) 防災を担う人材の育成

45	14	2	13	防災の専門性の高い「地域防災推進員」の養成	人材育成を推進するため、数値目標を上方修正する。	自主防災組織の結成促進と活性化を図り、地域の防災力を向上させるため、「防災士」の受験資格も得られる専門的な講座を開講し、「地域防災推進員」を養成する。	H22:202人→養成修了者27年度までに累計325人 → H22:202人→養成修了者27年度までに累計500人	<～H27推進> → 「期間変更なし」	防災人材育成センター
----	----	---	----	-----------------------	--------------------------	---	---	---------------------------	------------

2 地震に強いまちづくりの推進

(1) 木造住宅等の耐震化の促進

74	22	2	21	住宅の耐震化の促進	「南海トラフ巨大地震による死者ゼロ」を達成するため、数値目標を上方修正する。	昭和56年以前に建てられ、耐震性が不十分な住宅の耐震化を支援し、促進する。	H20時点:72%→32年度までに住宅の耐震化率95% → H20時点:72%→32年度までに住宅の耐震化率100%	<～H27推進> → 「期間変更なし」	住宅課建築指導室
----	----	---	----	-----------	--	---------------------------------------	--	---------------------------	----------

地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

計画									
No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名
(1) 木造住宅等の耐震化の促進									
80	23	2	21	特定の民間建築物の耐震化の促進	民間建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進法の改正ならびに「いけるよ徳島行動計画」の修正により、計画内容及び数値目標を修正する。	特定の民間建築物(一定要件の病院・劇場・百貨店、マンション等)の耐震化を促進するため、国の基準に基づく、耐震診断等や耐震改修に対する支援を行う。 → 耐震改修促進法の改正により、新たに耐震診断・報告が義務づけられた特定の民間建築物がある全ての市町村に、補助制度の創設・拡充を促す。	25年度までに全市町村で補助要綱策定 → ○診断義務付け建築物への補助制度創設市町数 ①4市町→⑦10市町	<～H27促進> → 「期間変更なし」	住宅課建築指導室
(4) 公共土木施設等の地震対策の推進									
117	31	2	24	水門等閉鎖の迅速化(自動閉鎖の検討)(2-35-5と同じ)	計画記載文を追記及び担当課名を追加する。	津波に備え、地震発生後速やかに水門陸こう等を閉鎖するため、津波到達時間を考慮し、自動閉鎖の検討を行う。 → 津波に備え、地震発生後速やかに水門陸こう等を閉鎖するため、津波到達時間を考慮し、自動閉鎖の検討を進めるとともに、新技術の実証実験を行う。	数値目標の変更なし	<～H27推進> → 「期間変更なし」	河川振興課 運輸政策課
(6) 土砂災害対策の促進									
128	35	2	26	土砂災害の危険性のある人家の保全対策の実施	土砂災害保全対策の推進を図るため、数値目標を上方修正する。 なお、数値目標の表現をH18以降の保全人家戸数からこれまでの砂防・治山事業全体における保全人家の総数とし、「いけるよ！徳島行動計画」と整合させるとともに、事業の進捗や整備状況をよりイメージしやすくする。	災害時要援護者関連施設等の保全や、近年土砂災害が発生した緊急度の高い箇所における、被害拡大防止対策を重点的に実施する。	H22:2,300戸 → 平成27年度までに累計2,800戸程度保全、平成27年度までに災害時要援護者関連施設7戸保全(期間内保全人家:500戸) → H22:22,100戸 → 平成27年度までに累計22,900戸程度保全、平成27年度までに災害時要援護者関連施設7戸保全(期間内保全人家:800戸)	<～H27実施> → 「期間変更なし」	農業基盤課 森林整備課 砂防防災課

地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

計画									
No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名
3 緊急的な津波対策の推進									
(5) 海岸保全施設の整備推進									
178	48	2	35	水門等閉鎖の迅速化(自動閉鎖の検討)(2-24-6と同じ)	計画記載文を追記及び担当課名を追加する。	津波に備え、地震発生後速やかに水門陸こう等を閉鎖するため、津波到達時間を考慮し、自動閉鎖の検討を行う。 ↓ 津波に備え、地震発生後速やかに水門陸こう等を閉鎖するため、津波到達時間を考慮し、自動閉鎖の検討を進めるとともに、新技術の実証実験を行う。	数値目標の変更なし	～H27推進	河川振興課 運輸政策課
4 行政の災害対応能力の強化									
(2) 防災拠点施設の機能強化の推進									
210	55	2	42	警察本部の防災拠点機能の強化 → 警察施設の防災拠点機能の強化	警察本部以外の各警察署等の防災拠点機能の強化も図っていることなどから、対象を警察本部から警察施設に拡大する。	災害時に被災状況の集約、110番受理や救助・救出活動等の指揮命令を行う「警察本部庁舎」の防災拠点機能(電源確保等)の強化を計画的に実施する。 → 災害時に被災状況の集約、110番受理や救助・救出活動等の指揮命令を行う「警察本部庁舎」及び「各警察署」の防災拠点機能(電源確保、耐浪化等)の強化を計画的に実施する。	「目標なし」	<～H27推進> → 「期間変更なし」	警察本部
214	56	2	42	県立海部病院の移転改築の推進	事業の進捗に伴い数値目標を設定する。	説明文の変更はなし。	28年度に整備	～H28推進	病院局経営 企画課

地震対策行動計画見直し調書②(既存項目の見直し)

計画									
No.	ページ番号	重点項目	分野別項目	取り組み	見直し概要	計画記載説明文	数値目標	計画期間	課室名

Ⅲ 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策

(1) 避難所運営体制等の整備

321	78	3	1	避難所における仮設トイレ等の確保体制の促進	仮設トイレの確保だけでなく、し尿の収集運搬体制の確保についても述べる。	災害発生時に備え、市町村が行う仮設トイレ等の確保など、し尿処理体制の整備を支援する。 → 災害発生時に備え、市町村が行う仮設トイレの調達や災害し尿の収集運搬など、し尿処理体制の整備を支援する。	「目標なし」	<～H27推進> → 「期間変更なし」	水・環境課
-----	----	---	---	-----------------------	-------------------------------------	--	--------	---------------------------	-------

(4) 生活環境対策の促進

357	86	3	4	市町村が策定した「災害廃棄物処理計画」の促進	東日本大震災を教訓にした、国の災害廃棄物対策指針の策定に伴い、市町村計画見直しの参考となるガイドラインを作成し、見直しを推進する。 なお、見直し後は、処理計画を適正に運用する。	災害廃棄物の適正処理を推進するために、市町村が策定した「災害廃棄物処理計画」を促進する。 → 市町村災害廃棄物処理計画を見直し、災害廃棄物の適正処理を促進する。	「目標なし」 → 28年度 全市町村見直し	<～H27促進> → ～H28見直し、促進～	環境指導課
358	86	3	4	県災害廃棄物処理計画の策定・推進	東日本大震災を教訓にした、国の災害廃棄物対策指針の策定に伴い、県計画の見直しを行う。 なお、見直し後は、処理計画を適正に運用する。	市町村間の広域的な支援及び連携体制を確保するため、災害廃棄物処理計画を策定し、推進する。 → 県災害廃棄物処理計画を見直し、市町村間の広域的な支援及び連携体制等を確保する。	「目標なし」 → 26年度に見直し	<～H27推進> → ～H26見直し、推進～	環境指導課